

出生届を提出された方へ マイナンバーカードの 特急発行

令和6年12月より、新たに出生されたお子さまが
来庁することなく特急発行※1申請ができます。
申請には期限※2があるためご注意ください。

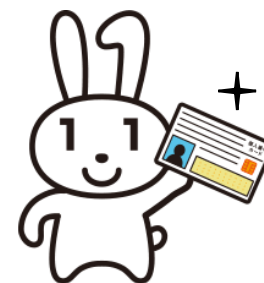


※1 特に速やかな交付が必要となる方に、通常より短い期間(7開庁日程度)でカードを発行する制度です
1歳未満の方(新生児)も、対象となります

※2 板橋区へ出生届を提出してから5開庁日以内(住所地が板橋区内／区外であるかを問わず)

期限内の申請なら、こんなメリットがあります！

- 生まれたばかりのお子さまが、窓口へお越しいただく必要はありません
※ 期間を過ぎてから申請する場合は、お子さまと法定代理人(親権者)にお越しいただきます
- カードを受け取るために、窓口へお越しいただく必要はありません
※ カードが完成し次第、簡易書留(速達)で郵送します
- お子様のご本人確認書類は必要ありません
- お子さまの写真は必要ありません
※ 申請日時点で1歳未満のお子さまのカードには、顔写真が搭載されません



●申請窓口

板橋区役所本庁舎南館2階 マイナンバー総合案内(26番窓口)
月曜日から金曜日※ 8:30～17:00(火曜日は～19:00)
第二日曜日 9:00～17:00

●申請できる方

父や母といった法定代理人 ※窓口にて本人確認を行います

●注意事項

- 手続きには20～30分程度要します。お時間に余裕をもってお越しください。
- 申請書に記載内容の不備があった場合など、お電話させていただく場合があります。
- 申請日の翌日以降は、申請のキャンセルをすることはできません。
- カードは最短で7開庁日程度でのお渡しとなりますが、マイナンバーカードを作成する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)での遅延、予期せぬシステムトラブル、郵送に要する時間など、諸条件により遅れる場合があるため、お約束はできない点につきご了承ください。
- お手続きや受付時間については、以下「お問い合わせ」をご覧ください。

お問い合わせ

- マイナンバーカードや特急発行のお手続きに関すること
板橋区マイナンバーコールセンター ☎03-6905-7031
午前9時～午後5時(平日・第二日曜日・第四土曜日)

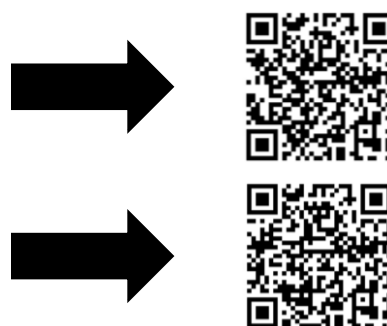
- 出生届(戸籍の届出)のお手続きに関すること

① 戸籍住民課戸籍係 ☎03-3579-2202

② 赤塚支所住民サービス係 ☎03-3938-5113

※平日8:30～17:00 (①のみ第二日曜日9:00～17:00もお受けできます)

(区ホームページ)



作成日: 令和6年12月6日
発行元: 板橋区 戸籍住民課
マイナンバーカード交付推進係

特急発行に関するFAQ

ご質問	ご回答
出生届の提出から5開庁日を過ぎると申請できないのですか	申請は可能ですが、法定代理人(親権者)とお子さまが一緒に、本人確認資料をお持ちのうえ住所地の市区町村へお越しいただく必要があります。
土日や祝日は開庁日に含まれますか	本庁舎の休日開庁日(毎月第二日曜・3月や4月の臨時開庁)を除き、含まれません。 なお、届出日の翌開庁日が1日目となります。
子供の住所が板橋区ではないのですが、申請できますか	申請いただけます。 出生届を板橋区で提出された場合は、出生届を提出してから5開庁日以内であれば、申請を受付いたします。
写真は必要ないのですか	必要ありません。 令和6年12月2日以降は、申請日時点で1歳未満のお子様のマイナンバーカードには写真が登載されません。
届いたカードはすぐに保険証として使えるのですか	すぐに使用することはできません。マイナ保険証としての利用申込みを行っていただく必要があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。  厚生労働省ホームページの二次元バーコード
カードが届くまでの間に、子どものマイナンバーを確認することは出来ますか	マイナンバーが記載された住民票(有料)を取得することで確認することが出来ます。 また、「個人番号通知書」というマイナンバーをお知らせする書類が、2～3週間程度で住所地あて郵送されます(簡易書留・転送不要扱い)。
マイナンバーカードがないと医療を受けられないのでしょうか	「資格確認書」を提示して保険医療を受診することができます。詳しくは、加入される健康保険のご担当者様にご確認ください。